

さがみ野ホーム 身体拘束等の適正化に関する指針

1 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的考え方

身体拘束は利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努める。

・身体拘束防止に関し次の方針を定め、すべての従業員に周知徹底する。

- (1) 身体拘束は廃止すべきものである。
- (2) 身体拘束廃止に向けて常に努力する。
- (3) 安易に「やむを得ない」で身体拘束を行わない。
- (4) 身体拘束を許容する考え方はしない。
- (5) 全員の強い意志でケアの本質を考えることにチャレンジする。
- (6) 身体拘束を行わないための創意工夫を忘れない。
- (7) ご利用者の人権を最優先にする。
- (8) 福祉サービスの提供に誇りと自信を持つ。
- (9) 身体拘束廃止に向けてありとあらゆる手段を講じる。
- (10) やむを得ない場合、ご利用者、家族に丁寧の説明を行って身体拘束を行う。
- (11) 身体拘束を行った場合、常に廃止する努力を怠らず、常に「身体拘束ゼロ」をめざす。

2 身体拘束適正化検討委員会、その他事業所内の組織に関する事項。

身体拘束適正化等を目的として、身体拘束適正化委員会を設置する。

・身体拘束等適正化委員会の設置

身体拘束の廃止に向けて身体拘束等適正化委員会を設置し、その結果について職員に周知徹底を図る。なお「虐待防止委員会」と同時に開催することもできるものとする。

委員会は、年1回以上開催する。また、虐待等が発生した場合、委員会を適宜開催する。

(1) 設置目的

- (ア) 事業所内での身体拘束等廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- (イ) 身体拘束等を実現せざるを得ない場合の検討及び手続き
- (ウ) 身体拘束等を実施した場合の解除の検討
- (エ) 身体拘束等廃止に関する職員全体への指導

(2) 委員会の構成員

施設長・課長（サービス管理責任者）主任支援員・支援員

委員会は上記構成員をもって構成するほか、必要に応じてその他職種職員を参加させることができることとする。

外部の有識者（第三者・専門家）を加えることも可とする。

3 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本指針

年間研修計画に沿って「人権及び虐待・身体拘束防止研修」等の研修を必ず実施する。

- (1) 新規採用者には、入社時研修において「人権及び虐待・身体拘束防止研修」を実施する。
- (2) 支援員は年間研修計画に沿って「人権及び虐待・身体拘束防止研修」を、年1回以上実施する。
- (3) 施設長が「人権及び虐待・身体拘束防止研修」等が必要と認めた場合は随時実施する。

4 事業所で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

支援の提供にあたっては、ご利用者、または、他のご利用者等の生命、または、身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束、その他ご利用者の行動を制限する行為を行わない。

- (1) 障害者虐待防止法及び児童虐待防止法で、「正当な理由なくご利用者の身体を拘束すること」は、身体的虐待に該当する行為である。具体的に以下のような行為が該当する。
 - ①車いすやベッド等に縛りつける。
 - ②手指の機能を制限するためにミトン型の手袋をつける。
 - ③行動を制限するために介護衣（つなぎ服）を着せる。
 - ④支援者が自分の体で利用者を押さえ付けて行動を制限する。
 - ⑤行動を落ち着かせるために向精神薬を過剰に服用させる。
 - ⑥自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。
- (2) 身体的拘束廃止をきっかけに「より良い支援」の実現をめざす。身体拘束廃止を実現していく取り組みは、事業所、または、支援の場における支援全体の質の向上や、ご利用者の生活環境の改善のきっかけとなる。「身体拘束廃止」がゴールではなく、身体拘束廃止を実現していく過程で提訴される様々な課題を真摯に受け止め、より良い支援の実現に取り組んでいく。また、身体拘束禁止規定の対象になっていない行為でも、例えば「言葉による拘束」（スピーチロック）等は心理的虐待であり、決して行わない。

5 身体拘束発生時の対応に関する基本方針

身体拘束は行わないことが原則であるが、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際のご利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。なお「ご利用者、または、他のご利用者等の生命または、身体を保護するため緊急やむを得ない場合」には、身体拘束が認められているが、これは「切迫性」「非代替性」「一時性」の3要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続が、極めて慎重に実施されている場合に限る。

※「緊急やむを得ない場合」の対応とは、支援の工夫のみでは十分に対処できない一時的な事態に限定される。安易に「緊急やむを得ない」として身体拘束を行わないように慎重に判断する。

※ただし、肢体不自由、特に体幹機能障害があるご利用者が、残存機能が活かせるよう、安定した着座姿勢を保持するための工夫の結果として、ベルト類を装着して身体を固定する行為は、「やむを得ない身体拘束」ではなく、その行為を行わないことがかえって虐待に該当することに留意する。

(1) やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件 以下の3要件をすべて満たすことを委員会等で検討、確認し記録する。

①切迫性 ご利用者本人、または 他のご利用者等の 生命、身体、または 権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。「切迫性」を判断する場合には、身体拘束を行うことにより、ご利用者の日常生活等に与える影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要となる程度まで、ご利用者等の生命、または、身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要がある。

②非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する支援の方法がないこと。「非代替性」を判断する場合には、いかなる場合でも、まずは身体拘束を行わずに支援するすべての方法の可能性を検討し、ご利用者等の生命又は身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数の職員で確認する必要がある。また拘束の方法も、ご利用者の状態像等に応じて最も制限の少ない方法を選択しなければならない。

③一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。「一時性」を判断する場合には、ご利用者の状態像等に応じて必要な最も短い拘束時間を想定する。

(2) やむを得ず身体拘束を行うときの手続き 仮に3要件を満たす場合でも以下の点に留意する。

① 組織による決定と身体拘束に関する検討記録(様式1)等への記載する。

やむを得ず身体拘束を行うときには、カンファレンス等で組織として慎重に検討し決定する。この場合でも委員会で議題として上げて慎重に協議するものとし、基本的に職員の個人的判断で行わない。

② ご利用者、家族への十分な説明・身体拘束を行う場合は、これらの手続きの中で、ご利用者や家族に対して事前に身体拘束に関する説明書(様式2)等で、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等をできる限り詳細に説明し十分な理解を得る。説明は管理者もしくは準ずる者が行う。

③ 身体拘束を行った場合には、身体拘束経過記録(様式3)にその態様及び時間、その際のご利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由等必要事項を記録する。

※緊急やむを得ない場合に該当しないと判断された場合は、直ちに拘束を解除しご利用者及び家族等に報告し記録する。

6 ご利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当該方針については、誰でも閲覧できるように事業所に据え置くとともに、ホームページに掲示するものとする。

7 その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

身体拘束等をしない支援を提供していくために支援に関わる職員全体で、以下の点について十分に議論して共通認識を持ち、拘束をなくしていくよう取り組む。

(1) マンパワーが足りないことを理由に、安易に身体拘束等を行っていないか。

(2) 事故発生時の法的責任問題の回避のために、安易に身体拘束等を行っていないか。

(3) 障がい者等は転倒しやすく、転倒すれば大怪我になるという先入観だけで安易に身体拘束等を行っていないか。

(4) 障がい等があるということで、安易に身体拘束等を行っていないか。

(5) 支援の中で、本当に緊急やむを得ない場合にのみ身体拘束等を必要と判断しているか。本当に他の方法はないか。

(6) 身体拘束廃止をきっかけに「よりよい支援」の実現をめざす。「言葉による拘束(スピーチロック)」にも配慮して、ご利用者本位の真心と優しさのこもった「よりよい支援」を実現する。

附 則

本指針は、令和5年6月1日から施行する。

改定 令和7年11月1日